

議会運営委員会

日 時 平成30年12月4日（火）午後 時 分から
場 所 第3委員会室

1 追加議案について

(1) 概要……………別添

2 12月6日（木）本会議の議事について

(1) 議事日程

第1 一般質問

第2 第1号議案から第18号議案（質疑、付託）

第3 第19号議案から第26号議案（提案理由説明、質疑、付託）

第4 請願審査について（付託）

第5 議第1号議案

(2) 質 疑

○日程第2：質疑順序 ①_____ ②_____ ③_____

※一括方式で3回を限度とする。

○日程第3：通告不要

※一問一答方式で先に項目数を述べ、1項目3回を限度とする。

項目の制限はないが、概ね3項目以内とする。

(3) 付託先

○別紙付託表のとおり

(4) 請 願

○別紙請願文書表のとおり 1件

※付託表、請願文書表は6日 議場へ持参

【裏面につづく】

3 議第1号議案について

- (1) 議案名 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- (2) 提案日 12月6日 <追加議案提案日>
- (3) 議決日 12月14日 <最終日>
- (4) 発議者 (各会派の幹事長)
- (5) 提案理由 (省略)
- (6) 付託 (省略)

※ () 内は前回の例

4 陳情・要望について

- (1) 平成31年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願い
<総務文教常任委員会>
- (2) 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書について
<環境厚生常任委員会>
- (3) 道路整備のあり方に関する要望【別紙No.1】
<産業建設常任委員会>
- (4) 市街化調整区域における違法開発是正などに関する要望【別紙No.2】
<産業建設常任委員会>

5 意見書案について

○提出期限 12月12日(水) 午前10時

6 その他

○委員会の日程について

- ・ 12月 7日(金) 午前10時～ 総務文教常任委員会
午後 2時～ 公共交通対策特別委員会
午後 3時～ 桂川・支川対策特別委員会
- ・ 〃 10日(月) 午前10時～ 環境厚生常任委員会
- ・ 〃 11日(火) 午前10時～ 産業建設常任委員会
午後 3時～ 京都スタジアム(仮称)検討特別委員会

○次回議運・幹事会等の日程について

- ・ 12月13日(木) 午後1時～ 議運事前調整(正・副議長、正・副委員長)
- ・ 〃 午後2時～ 幹事会・議会運営委員会



2018年11月26日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

要 望 書

件 名 道路整備のあり方に関する要望

要望の要旨

最近の亀岡市道の整備は、ネットワークとしての機能、道路形状、関係者との協議など不十分と思われる路線が多く、道路整備ががえって問題を生じている例さえあります。執行部が十分検討しているのか、調整できているのか確認の上、予算付けなど議会の機能を果たされるよう要望します。

要望の理由

- 1 亀岡市域の道路は、幹線道路、生活道路が混在し、住宅地域に通過車両が入り込むなど混乱しています。全体計画が検討、計画され、また、個別の道路事業が十分点検されているのか疑わしい状況です。
- 2 唯一の道路事業に関する計画と思われる都市計画マスタープランにも位置付けられていない道路が優先して整備されており、計画性がありません。
- 3 現に整備されている路線が果たして長期的に効果があるのか、適切なのか疑わしいものがあります。
- 4 具体的事例
 - (1) 並河蚊又線は、本来亀岡市が整備すべき路線でもないと思われるのに道路認定を先行し、頓挫している。
 - (2) 北古世西川線は全国的に事例がないような危険な路線である。道路交通法の規制を受けていない時点の暫定供用が正しかったのか、極めて疑問である。
宅地開発を先行したため、住宅の裏庭に道路を付けた形状である。
公安協議が遅れて、白線を引き直すことなど極めて問題がある。本来

ならば、所要経費について住民訴訟を提起される案件である。

馬堀駅から国道9号までの改良を先行させない暫定供用は、生活道路への車両の進入を増やしている。

一部地域だけ、自治会役員等だけの意見を聞くからこのようなことになる。点滅信号もほとんど機能していない無用の長物である。

(3) 王子並河線から詳徳中学校、詳徳小学校に向かう柏原森線の部分拡幅は、かえって生活道路への車両の進入を増やしている。

(4) 桂川右岸道路はアエモトキの保全などでストップしているが、極めて見通しが甘いだけでなく、現況は従前よりも走りにくくなっている。

(5) 保津川左岸、スタジアムの駐車場になる可能性がある場所が接続している保津11号線、大年1号線は2車線の確保ができていない区間があり、どうするのか。信号等どうするのか検討されているように思えない。そもそも駐車場は地元調整されているとは感じられない。

要望者

亀岡市篠町馬堀池ノ下2-7-5

松尾 寛治



株式会社東京建設事務所 宛ての文書 東京都葛飾区新小岩2-0-18 年11月26日

亀岡市議会議員 湊 泰孝 様

（注）この文書は、関係法令に基づき作成されたもので、法的効力を持ちません。

送付先：〒125-8501 東京都葛飾区新小岩2-0-18 株式会社東京建設事務所

送付先：〒125-8501 東京都葛飾区新小岩2-0-18 株式会社東京建設事務所

件名 市街化調整区域における違法開発是正などに関する要望

送付先：〒125-8501 東京都葛飾区新小岩2-0-18 株式会社東京建設事務所

送付先：〒125-8501 東京都葛飾区新小岩2-0-18 株式会社東京建設事務所

亀岡市域の市街化調整区域における違法開発などは最近極めて激しくなっています。しかしながら、執行部の姿勢は消極的であり、是正の効果が上がっていません。つきましては、執行部の姿勢を是正させるよう働きかけをお願いします。

要望の理由

亀岡市は前市長時代に京都府へ要望し、都市計画法の関係規定による開発許可権限の移譲を受けました。しかしながら、事務処理能力が伴わないため、違法開発の是正ができていません。

執行部は是正指導を行っていると主張するが、成果が上がらなければ、何の効果もありません。逆に違法行為などが拡散する状況となっています。

○ 違法行為と推定される事例

- 篠町 レストラン状態となっている建屋（看板まで出している。）
- 運送業等として使われている建屋など（看板まで出している。）
- 曾我部町 工場建屋（看板まで出している。）
- 馬路町 運送業（看板まで出している。）
- 旭町 工場建屋（看板まで出している。）

○ 手続がされているのか不明事例多数（用途変更など。）

これらの事例を事実上放置することは、亀岡市が見逃していると誤解され、違法事例は拡散します。強固な取り組みが求められます。行政代執行を視野に入れた積極的姿勢が不可欠です。

このような事例は、開発許可権限を京都府が有していた時期から継続してい

るものもありますが、亀岡市が権限移譲を受けてから、一層悪質性が明瞭なものが増えていると思われま

す。しかも、都市計画法以外の建築基準法、食品衛生法なども関係するものあります。これら関連法令に関わる部分については、開発許可権限を返上しない限り、亀岡市が主体性をもって、京都府などと連携した取組として組み立てざるを得ません。

また、開発許可権限の移譲に当たっても、亀岡市において違法開発関連事務が処理可能かどうか、極めて懸念する職員の報告書を見せず、強引に進めた当時の市幹部職員の姿勢と無知、無責任が大きな原因です。併せて、京都府から各案件について、是正指導などの経緯に関する文書による事務引き継ぎも受けていない現幹部職員の姿勢が、この事態を招いていると思われま

す。全てを再点検し、再検討しないと、亀岡のまちづくりは一層混乱します。

要望者

亀岡市篠町馬堀池ノ下2-7-5

松尾 寛治